国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 保険料の通知をお送りします

国民健康保険料

令和3年度の国民健康保険料納入通 知書を、7月上旬に世帯主の方へ送付 します。

□納付書や□座振替での納付(普通徴 収)の方

7月から翌年の2月まで8回に分け て納付していただきます。納期限を過 ぎると延滞金が加算され、滞納処分を

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料納入通知書を 7月中旬に送付します(令和2年1~ 12月の所得を基に算出)。

令和3年度は、均等割額が4万 4,100円、所得割率が8.72%、保険 料の賦課限度額が64万円となります。

□前年度から引き続き特別徴収(年金 からの納付)の方

介護保険料

65歳以上の方(第1号被保険者)の 令和3年度介護保険料納入通知書を7 月中旬に発送します。

令和3年度も、国の保険料軽減措置 の強化により、第1段階から第3段階ま での方の保険料をさらに引き下げます。

□年金からの納付(特別徴収)の方や口

受ける場合があります。

□年金からの納付(特別徴収)の方

- 対次の全てに該当する方
- ●世帯主が国保の加入者
- ●国保の加入者全員が65歳以上75歳 未満
- ●世帯主が受給する年金の年額が18 万円以上で、国民健康保険料と介護 保険料の合算額が年金額の2分の1 を超えない

決定した保険料額から仮徴収額(4・ 6・8月分)を差し引いた額を10・ 12・翌年2月に年金から引き落とします。

□10月から特別徴収が始まる方

保険料額の2分の1相当額を納付書 で納付し(7・8・9月の3期)、残り を10・12・翌年2月に年金から引き 落とします(詳細は、通知書の5ペー ジをご覧ください)。

□特別徴収ではない方 7月から翌年

座振替での納付の方

明るい黄緑色の封筒でお送りします。 決定した保険料額を、年金または口座 から引き落とします。

□納付書での納付(普通徴収)の方

青色の封筒でお送りします。7月か ら翌年2月までの8回に分けて納付し ていただきます。納付書裏面に記載の 金融機関およびコンビニでの納付のほ

※該当しない方は、納付書や口座振替 での納付になります(普通徴収)。

※令和3年度中に世帯主の方が75歳 到達により後期高齢者医療制度へ移行 する場合は、普通徴収での納付になり ます。

□特別徴収から口座振替への変更

□座振替による納付を選択できます。 詳細は、送付する納入通知書に同封の お知らせをご覧ください。

2月までの8回に分けた納付書を同封 しますので、各納期限までにお近くの 金融機関などで納付してください。

□2月1日以降に後期高齢者医療制度 に加入した方および所得を更正した方

令和2年度分または所得を更正した 年度分の保険料として後期高齢者医療 保険料納入通知書を送付します。納期 限は、8月2日側の1回のみですので、 令和3年度の保険料と併せて納付して

か、ペイジーによる納付が可能です。 ※□座振替依頼書を同封しています。

□10月から特別徴収が始まる方

青色の封筒でお送りします。年間保 険料額の2分の1相当額を納付書で納 付し(7・8・9月の3期)、残りを 10・12・翌年2月に年金から引き落 とします。※□座振替依頼書は同封し ていません。

□非自発的失業者の方は保険料の軽減 手続を

- 対次の条件全てに該当する方
- ●離職日時点で65歳未満の方
- ●ハローワーク発行の「雇用保険受給資 格者証」の離職理由が次の番号の方 11 • 12 • 21 • 22 • 23 • 31 • $32 \cdot 33 \cdot 34$
- ※詳細はお問い合わせください。
- ▶保険年金課Ⅲ ☎ 042-460-9822

ください。

- 間制度について…
- 東京いきいきネットⅢ
- 東京都後期高齢者医療広域連合お問 い合わせセンター
 - $\blacksquare 0570 086 519$
- ※PHS・IP電話から 603-3222-4496 ※平日午前9時~午後5時

□シルバーパスの所得確認書類に

この納入通知書は、満70歳以上の 方のシルバーパス購入の際、所得確認 書類として活用できる場合があります ので、必要な方は大切に保管しておい てください。なお、納入通知書は再発 行できませんのでご注意ください。

▶高齢者支援課 ■ 1042-420-2814

通

事

項

- □座振替をご希望の方□座振替依頼書が同封されていた方は、金融機関 などでお申し込みください。手続には時間が掛かりますので、納期ごとの 申込期限をご確認ください。詳細は、同封のご案内をご覧ください。
- ●納付が困難な方はご相談ください。 新型コロナウイルス感染症の影響に
- より収入が減少した方は保険料の減免に該当する可能性がございます。詳 細は上記各課までお問い合わせください。
- ●保険料の控除 納付した保険料は、確定申告などで所得税や住民税を計算 する際に、社会保険料として控除の対象となります。

「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

□**共通** 新型コロナウイルス感染症の関係で確定申告が遅れた方は、新しい申告が反映されずに負担割合の判定がされている場合があります。申告内容の 確認ができ次第、新しい負担割合の高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証を郵送します。

国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証の一部負 担金の割合は、毎年8月1日に当該年 度の収入金額および住民税の課税所得 金額と世帯の状況により見直し(定期 判定)を行います。新しい高齢受給者 証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。 対70~74歳の国民健康保険被保険者

❖負担割合の判定基準

□2割負担

次のいずれかに該当する方

- ●世帯に住民税課税所得(課税標準額) が145万円以上の被保険者がいない
- ●本人および同じ世帯にいる昭和20 年1月2日以降生まれの被保険者の 「基礎控除後の総所得金額等」の合計 額が210万円以下
- ●住民税課税所得(課税標準額)が145 万円以上だが、被保険者の収入の合 計が次のいずれかに当てはまる(基 準収入額適用申請が必要)

- ①世帯に被保険者が1人…383万円未満
- ②同じく2人以上…520万円未満
- ③被保険者と同じ世帯に後期高齢者医 療制度への移行により国保を抜けた方 (旧国保被保険者)がいる…旧国保被保 険者を含めた収入が520万円未満

□3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- ●世帯に住民税課税所得(課税標準額) が145万円以上の被保険者がいる
- ●世帯に被保険者が1人の場合はその 収入が383万円以上、2人以上の場 合は合計が520万円以上

❖「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定され た方で、収入金額が基準額未満の場合 は、申請により2割負担となります。 ※該当すると思われる方へ6月下旬に 申請書を送付しましたので、必ず申請 してください。

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

後期高齢者医療被保険者証の一部負 担金の割合は、毎年8月1日に当該年 度の収入金額および住民税の課税所得 金額と世帯の状況により見直し(定期 判定)を行います。有効期限内でも、 一部負担金の割合が変わる方には、7 月上旬に新しい被保険者証を簡易書留

❖負担割合の判定基準

で郵送します。

- □ 1 割負担次のいずれかに該当する方 ●世帯に住民税課税所得(課税標準額) が145万円以上の被保険者がいない
- ●本人および同じ世帯にいる昭和20 年1月2日以降生まれの被保険者の 「賦課のもととなる所得金額」の合計 額が210万円以下
- ●住民税課税所得(課税標準額)が145 万円以上だが、収入の合計が次のい ずれかに当てはまる(基準収入額適 用申請が必要)

①世帯に被保険者が1人…383万円未満 ②同じく2人以上…520万円未満

③被保険者と同じ世帯に70~74歳 の後期高齢者医療制度以外の保険に 加入している方がいる…その方と被 保険者の収入の合計が520万円未満

□3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- ●世帯に住民税課税所得(課税標準額) が145万円以上の被保険者がいる
- ●世帯に被保険者が1人の場合はその 収入が383万円以上、2人以上の場 合は合計が520万円以上

❖「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定され た方で、収入金額が基準額未満の方は、 申請により1割負担となります。 ※該当すると思われる方へ、6月下旬 に申請書を送付しましたので必ず申請

してください。 ※詳細は、東京いきいきネット冊へ ▶保険年金課 ■ 042-460-9823

ナガミヒナゲシ(外来植物)にご注意を

ナガミヒナゲシは、他の植物の育 成を妨げ、生態系などに影響を与え る植物です。また、種子を多く拡散 するため繁殖力が非常に強いのが特 徴です。

自宅敷地内などで、ガーデニング

目的以外で繁殖し ているのを見つけ

た場合は、種を付ける前に刈り取っ たり、種が飛ばないよう駆除するな ど、ご協力をお願いします。

▶環境保全課 6042-438-4042

「社会を明るくする運動」~7月は強調月間です~

この運動は、法務省が主唱し、全 ての国民が、犯罪の防止と、罪を犯 した人や非行に陥った少年たちの更 生について理解を深め、犯罪や非行 のない明るい社会を築こうとする全 国的な運動です。

今般の社会情勢を鑑み、例年7月 に実施している「あいさつ運動」は中 止しますが、安心安全なまちづくり に取り組む本運動へのご理解とご協 力を引き続きお願いします。

▶地域共生課 ■ 1042-420-2807